



Aceのための相続・遺言講座

にじいろ学校主催 **AAW 2019**

10/26・27@東京おかつぱちゃんハウス

Okajima Administrative Scrivener's Office

<http://office-okajima.strikingly.com/>

あなたの持つ「相続制度」のイメージ？

死んだら裁判で・・・結婚相手に何分の1で、子に何分の1で・・・？

民法における4つのルール？

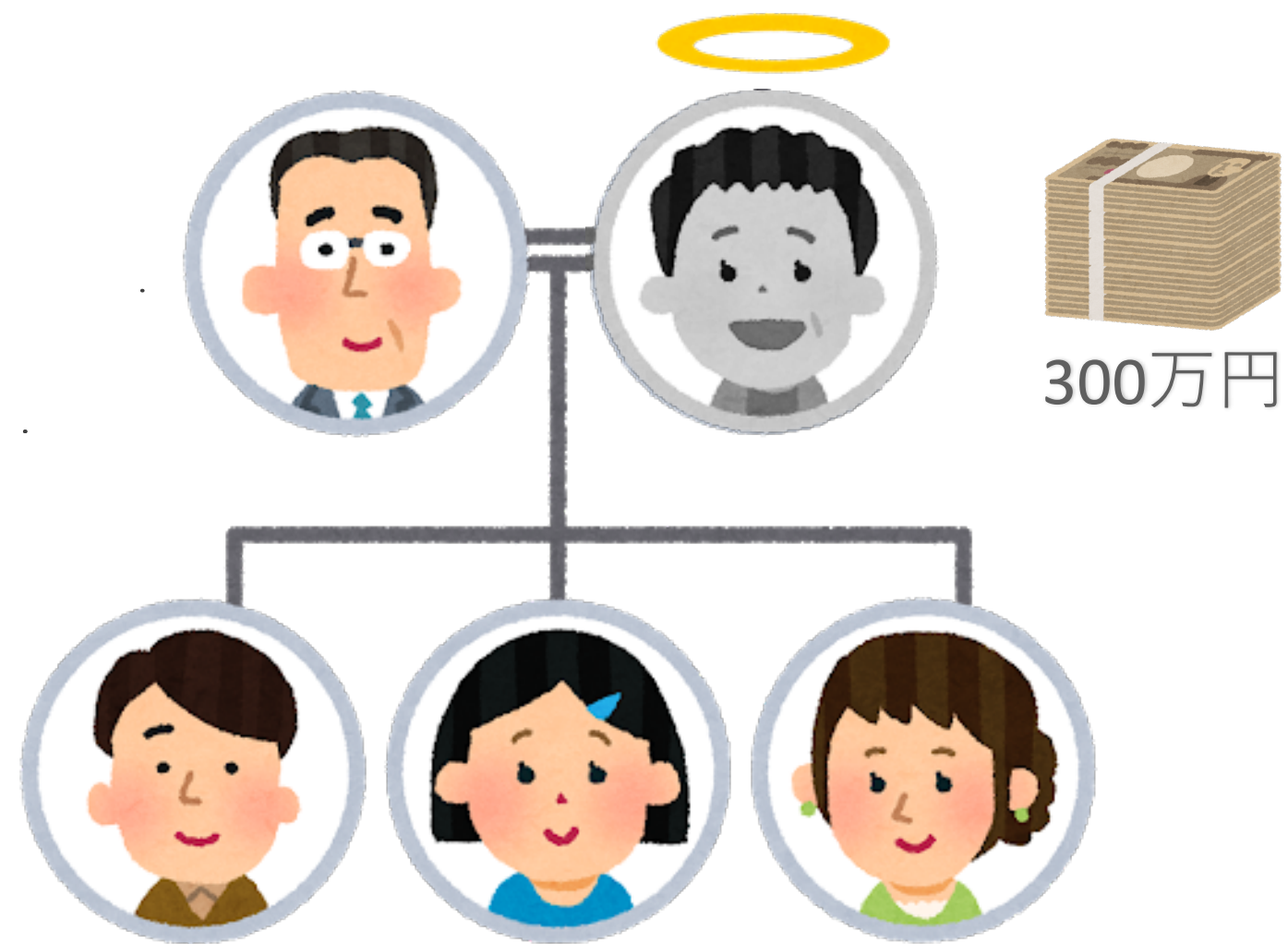
ルール1 結婚相手と子どもが相続

ルール2 子どもがいなかったら代わりに親が相続

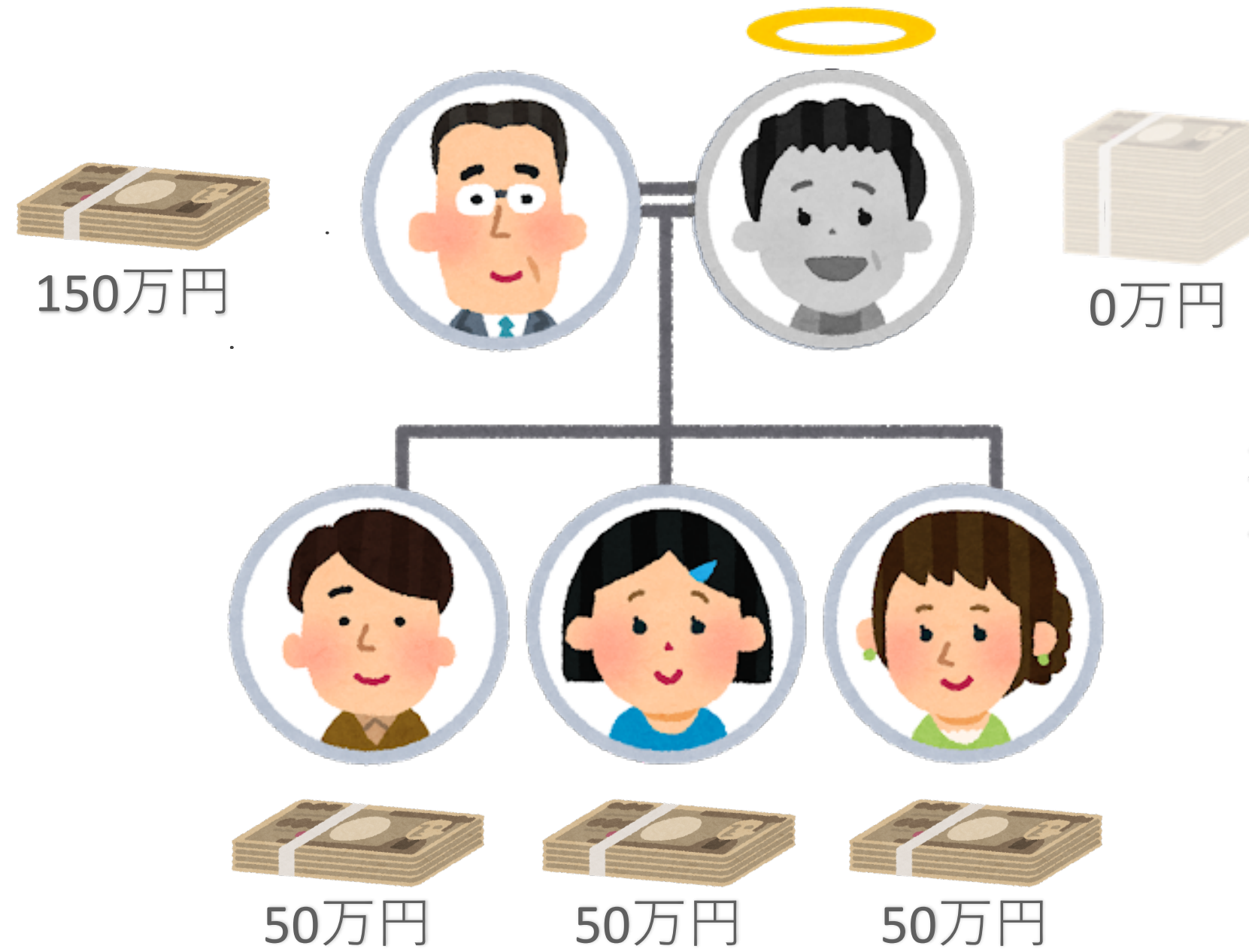
ルール3 親もいなかったら代わりに兄弟姉妹が相続

ルール4 誰もいなかったら国が“相続”

遺産(300万円)の行方？(1/5)

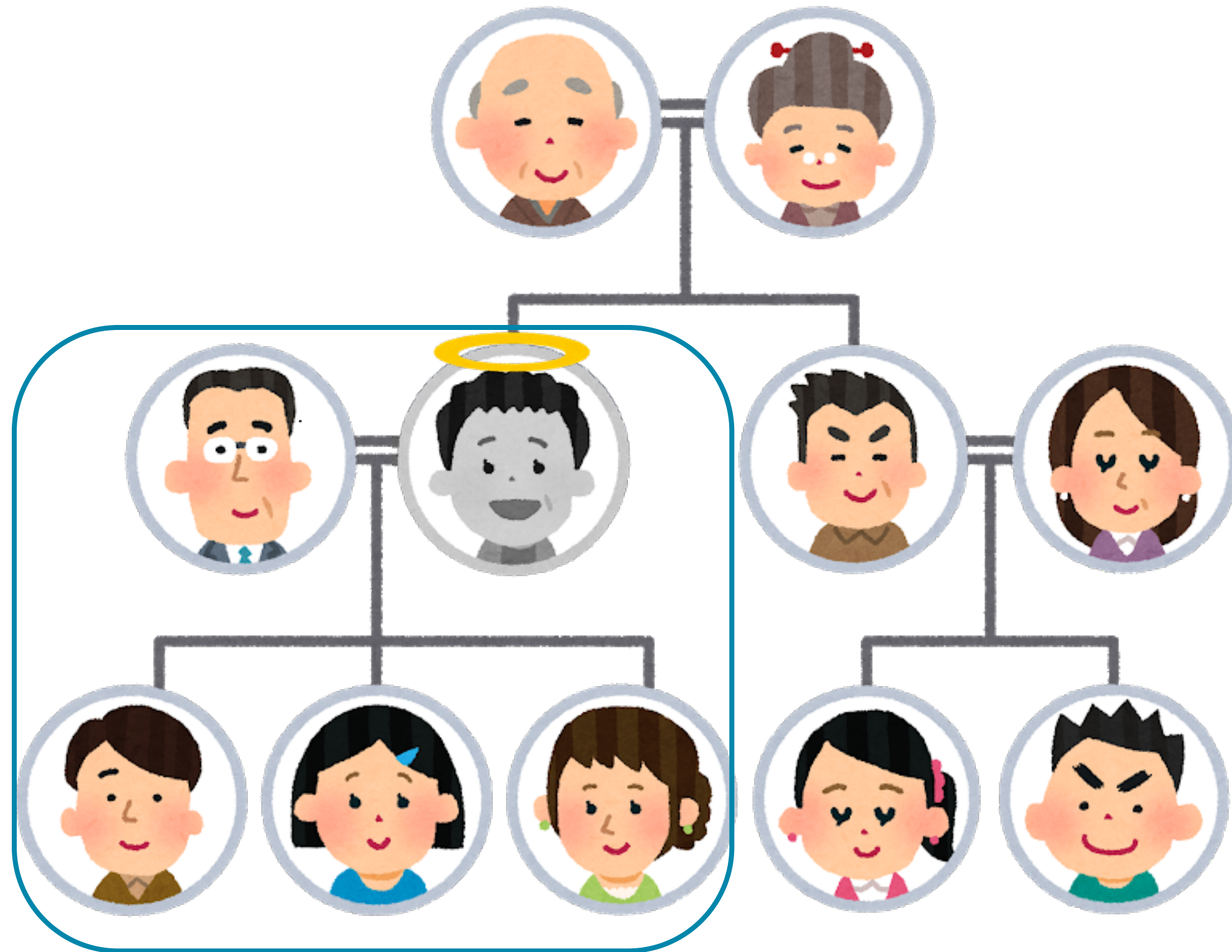


遺産(300万円)の行方？(2/5)



$$\begin{aligned} \text{夫} &= 1/2 \\ \text{子} &= 1/2 \times 1/3 \end{aligned}$$

遺産(300万円)の行方？(3/5)



民法における4つのルール？

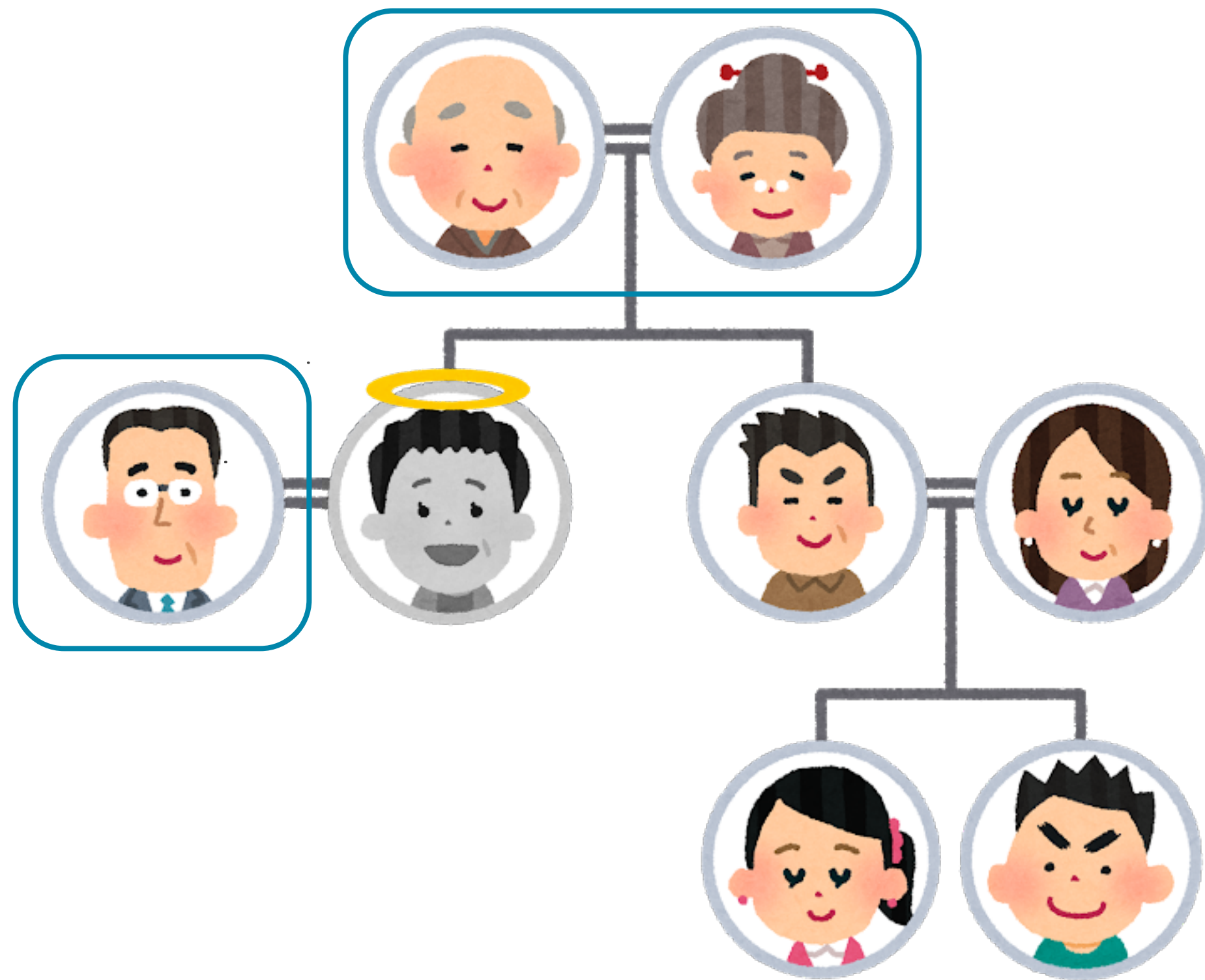
ルール1 結婚相手と子どもが相続

ルール2 子どもがいなかったら代わりに親が相続

ルール3 親もいなかったら代わりに兄弟姉妹が相続

ルール4 誰もいなかったら国が“相続”

遺産(300万円)の行方？(4/5)



民法における4つのルール？

ルール1

結婚相手と子どもが相続

ルール2

子どもがいなかったら代わりに親が相続

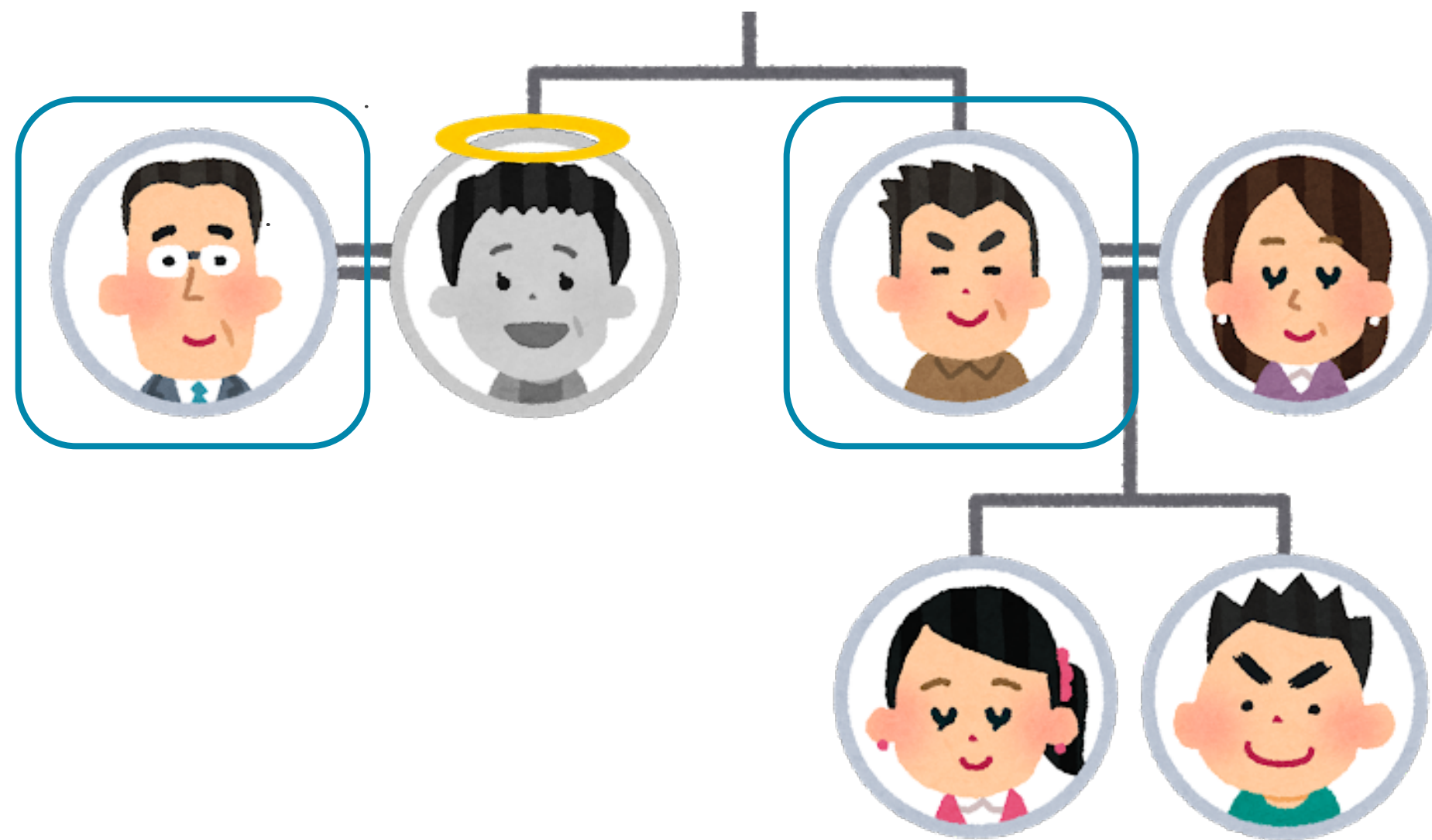
ルール3

親もいなかったら代わりに兄弟姉妹が相続

ルール4

誰もいなかったら国が“相続”

遺産(300万円)の行方？ (5/5)



民法における4つのルール？

ルール1 結婚相手と子どもが相続

ルール2 子どもがいなかったら代わりに親が相続

ルール3 親もいなかったら代わりに兄弟姉妹が相続

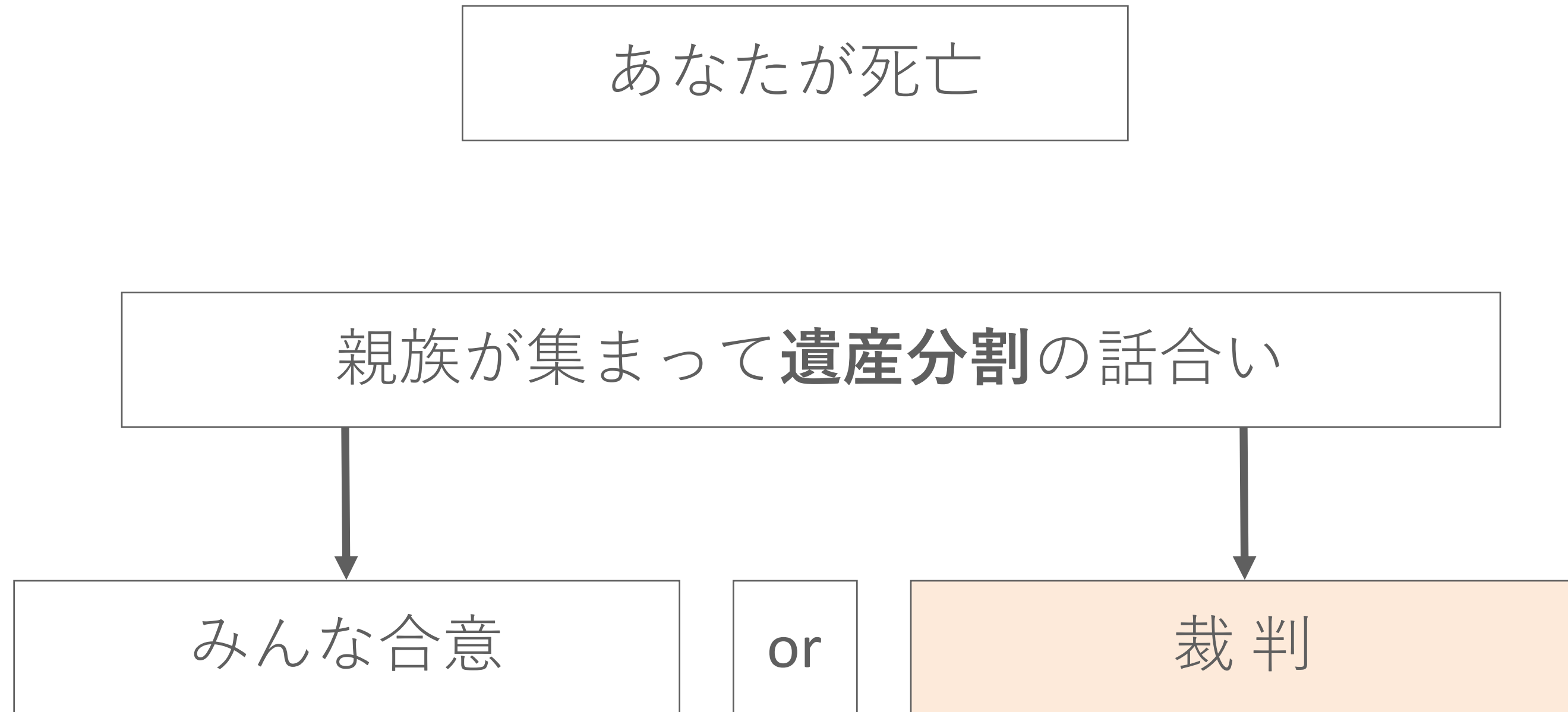
ルール4 誰もいなかったら国が“相続”

あなたのイメージは、
争いで裁判になったらときのルール
・・・だから、遺言書を作って**忘れて**しまいましょう。

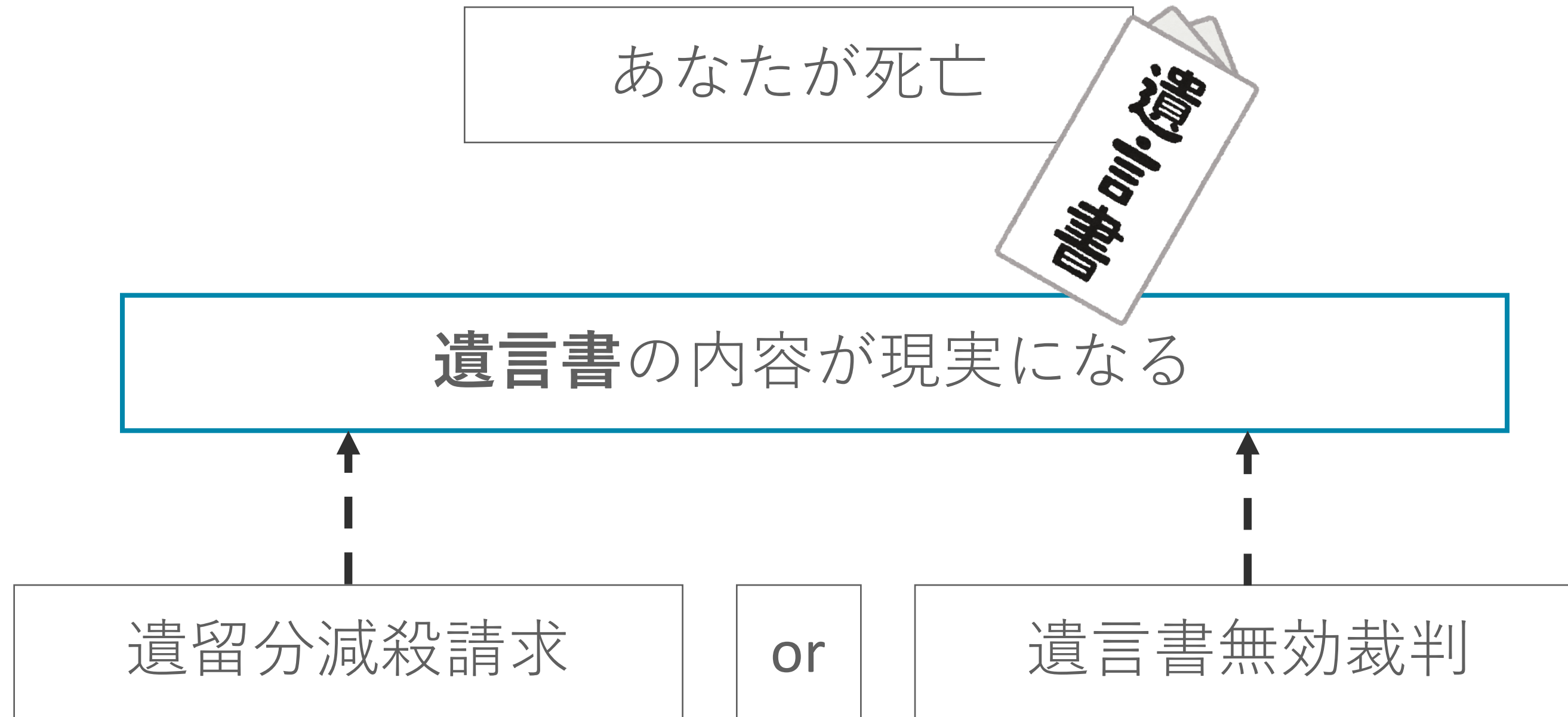
遺言書があれば、あなたの遺産は自由だ！

誰にどれだけ渡すかは、私が決める。自分の遺産をコントロール

民法ルール = “裁判ルール”



遺言書で「私」の遺志を



遺言書があればあなたの遺産は自由だ！

1. 遺言書の内容が最優先されて、
2. 誰にどれだけあげるかも自由※になるから、
3. 親族以外の好きな人・団体に遺産を分けてあげられる！
4. あなたの遺志に親族だって文句は言えない（はず）。

※「遺留分」について

遺言書によっても、コントロールできない親族の法律上の権利。ただし、兄弟姉妹は遺留分を持たない。

遺言書が“無い”とあなたの遺産は不自由だ！

1. まず、親族が話し合うけれど、
2. 一人でも反対して衝突すれば、裁判になって、
3. 民法ルールによって遺産が親族に分割されてしまう。

※「遺留分」について

遺言書によっても、コントロールできない親族の権利。ただし、兄弟姉妹は遺留分を持たない。

裁判における4つのルール

ルール1 結婚相手と子どもが相続

ルール2 子どもがいなかったら代わりに親が相続

ルール3 親もいなかったら代わりに兄弟姉妹が相続

ルール4 誰もいなかったら国が“相続”

親族の争いを見たくない。
自分の残した財産は自由に分け与えたい。
・・・だったら、**遺言書**をつくっておきましょう。

一般的な遺言書(1/3)

第1条 遺言者は、下記の財産を、遺言者の夫の〔氏名〕に相続させる。

(1) 土地

ア. 不動産の表示

所在 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇〇〇番〇

地目 宅地

地積 83.89 m²

誰に、何を与えたいかを、文字表記のみで特定する。土地や建物の場合には、登記簿謄本の表記と一致させるべきである。登記簿謄本は最寄りの法務局で、誰でも取得ができる。

一般的な遺言書(2/3)

第2条 遺言者は、下記の財産を、長男の[氏名]に相続させる。

(1) 預貯金・株式

- ① ○○○銀行 ○○支店
普通預金 ○○○○○○

第3条 遺言者は、第1条及び第2条に記載した以外の遺言者の財産の一切を夫[氏名]に相続させる。

銀行口座を特定し、その口座残高をすべて長男に与える場合の表記。もちろん、金額を指定し、各々相続人に与えることもできる。とにかく大事なものは、誰に、何を与えるか、の特定である。

一般的な遺言書(3/3)

第4条 遺言者は、祭祀を主催する者として、長男〔氏名〕を指定する。先祖代々の墓地・仏壇その他の祭祀に必要な財産は、長男が取得するものとし、祭祀のために必要とされる費用は、第2条記載の預金より充てるものとする。

第5条 遺言者は、本遺言の執行人として、次の者を指定する。執行報酬については、総遺産の1%を目安とし、最低保証を30万円とする。なお、遺言執行については、遺言者より、同氏に依頼の上承諾を得ている。相続開始と同時に同氏に連絡すること。

「遺言執行人」を指定しておけば、その人は、相続人のコントロールから独立して、あなたの遺志を実現するために、諸手続き(銀行預金や不動産の名義変更等)を行ってくれるので安心。

誰に・何を、あげようか？

親しい人・応援したい人に

- 同じAceコミュニティの友人に
- 人生のパートナーたる親友に
- 甥っ子・姪っ子に

共感する(慈善)団体に

- NPO法人にじいろ学校に(!)
- 母校の同窓会に
- お世話になった介護施設に

法律婚・事実婚・パートナー制度

	項目	法律婚	事実婚	養子縁組	似たような制度
手続き・制度	名字の変更	ある	ない	ある	
	住民票の表記	夫・妻	夫・妻(未届)と表記が可能	養親・養子	同居していれば「同居人」「同一世帯」と掲載が可能
	役所手続き	代行可能	代行可可能	代行可能	委任状があれば代行可
	財産相続	可能	遺言が必要	可能	遺言が必要
社会保険	健康保険の被扶養者	なれる	事実婚を証明する書類を提出すればなれる	なれる	なれない
	遺族年金の受け取り人	なれる	なれる	なれる	なれない
	生命保険の受け取り	できる	保険会社による	できる	保険会社による
	会社等の家族手当	もらえる	会社による	もらえる	「同性パートナー」とすればもらえる会社も
生活	入院時の同意	可能	可能	可能	書類があれば可能な場合も

[出典] NPO法人にじいろ学校HP <https://www.nijikou.com/>
 AceLifeNavi <https://acelifenavi.jimdofree.com/>

カナダ民法(市民婚姻法 S.C. 2005, c. 33)

Marriage — certain aspects of capacity

Marriage, for civil purposes, is the lawful union **of two persons** to the exclusion of all others.

婚姻とは、民事上の目的で、他のすべてを寄せ付けない、
法で認められた **2人の**組合です。

2005年7月にカナダでは同性婚が法律的に認められました。“男女の”ではなく“2人の”と表記され、制定されました。

もう一度よく考える

- 「法定相続」は、家族ありきの制度
- 「遺言書」は、あなたが死んだときに効力を発揮するもの。
- 「成年後見」は、ボケてから財産が管理される制度。

ほんとうは何が怖いのか？

孤独死？寂しさ？お金？何か準備できることはあるのだろうか？

怖いことってなんだろう？(1/2)

- 私が死んだらどうなるんだろう？
 - 「死」とは何か？(哲学)
 - 大切な人たちとの別れ？
 - 自分が死んだことに気付いてもらえないかも？
 - 葬式・火葬・お墓はどうする？

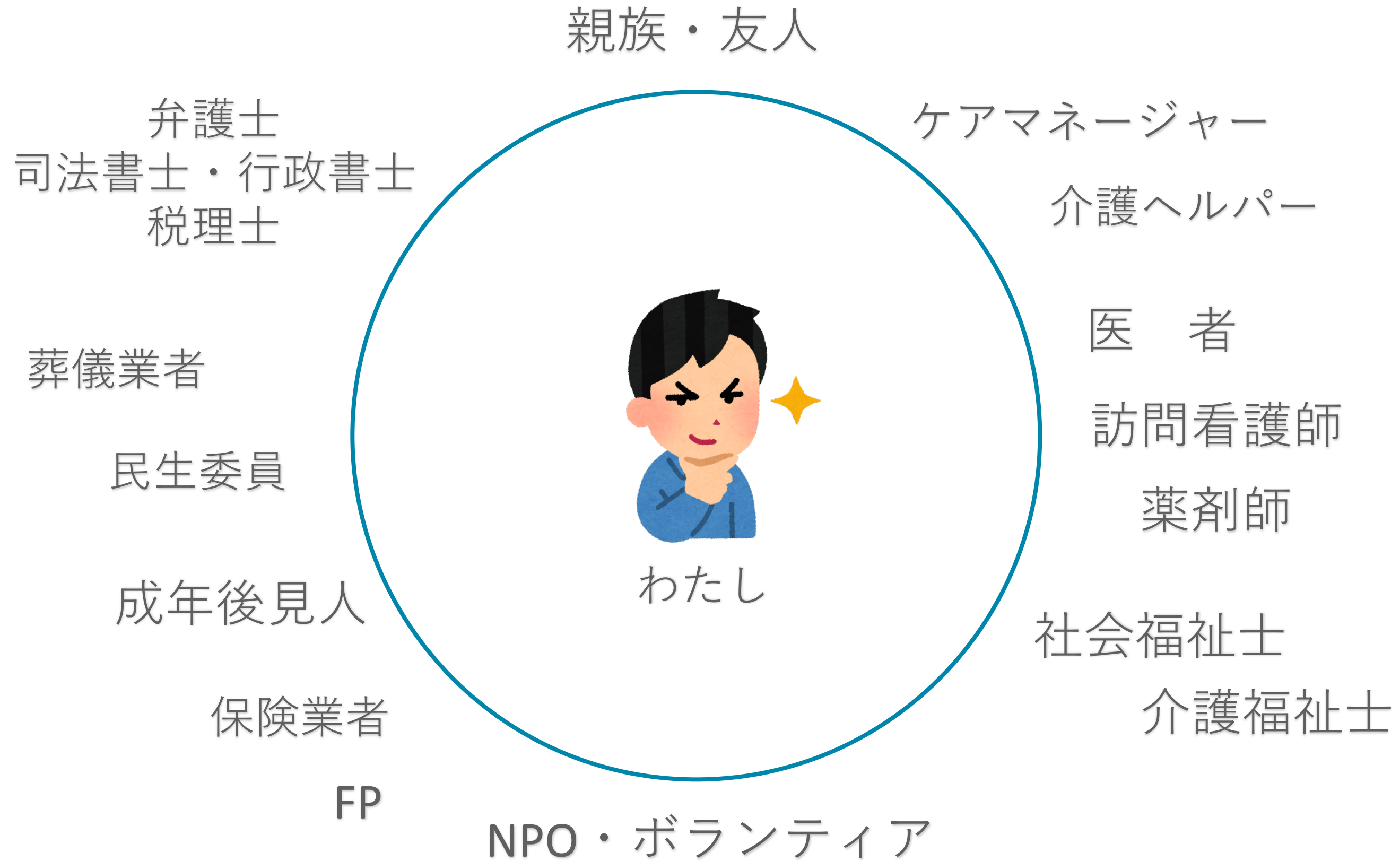
- “孤独”に耐えられないかも？
 - 孤独と孤立の違い？
 - 人生を一緒に戦い抜く「戦友」が欲しい？
 - 〈老い〉を受け入れられない？「将来が見えちゃっている」

怖いことってなんだろう？(2/2)

- 自由が利かなくなったら生活はようになるだろう？
 - ボケてしまったら財産の管理はどうすればいいのだろう？
 - 誰が介護を担当してくれるの？
 - SNSのアカウントやデータ(デジタル遺品)はどうしよう？
 - いつまで健康でいられるのだろう？

- お金はどれくらいあれば生活できるのだろう？
 - 介護を受けることにかかる費用？
 - 死んだあとにいろいろやっってもらう費用？
 - いつまで仕事をするんだ？

お世話になる人たち



【遺言書 + 契約】で自分の意思を受け継ぐ

遺言書

死後：“自分の”遺産を、どのように分けてあげるかを“私”が指定する。
相続人がいる場合には、その争いを予防する。

財産管理等委任契約書

身体が自由が利かなくなる：財産管理(入院費用等の支払い、銀行振込み)、
諸契約・役所への申請等を、信頼できる人に代理でやってもらう。

任意後見契約書

ボケて自分で判断ができなくなる：財産管理や諸契約を、代わりにやっ
てもらうため、“私”が希望する人に、後見人を務めてもらう。

尊厳死宣言書

回復見込みなし末期：延命治療をしないことを希望する。

死後事務委任契約書

死後：葬式・火葬納骨・埋葬等の身体に関すること、役所への届出や賃
貸終了等の法的なことを、“私”が希望する人にお願いする。

「死後事務」って？

- 【1】 医療費の支払いに関する事務
- 【2】 家賃・地代・管理費等の支払いと敷金・保証金等の支払いに関する事務
- 【3】 老人ホーム等の施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- 【4】 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- 【5】 菩提寺の選定、墓石建立に関する事務
- 【6】 永代供養に関する事務
- 【7】 相続財産管理人の選任申立手続に関する事務
- 【8】 賃借建物明渡しに関する事務
- 【9】 行政官庁等への諸届け事務
- 【10】 以上の各事務に関する費用の支払い



Ace-StarBridge プロジェクト

■ Aceが幸せに暮らせるために

- Aceのための集合住宅
- ワンストップで、遺言書作成、各種契約書作成、介護施設の紹介、死後事務等、すべてのことを行ってくれる団体の設立

Contact Info

- web: <http://office-okajima.strikingly.com/>
- e-mail: officeokajim@gmail.com
- facebook: [facebook.com/sokajimas](https://www.facebook.com/sokajimas) LINE: [sokjm](#)
- TEL/SMS: [080-9030-5011](tel:080-9030-5011)